

技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）適用工事業績評価実施要領

（目的）

第1条 この要領は、技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）を適用した工事又は調査等（以下「工事等」という）における業績評価（以下「評価」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領における対象業務は、次の各号に掲げる工事等をいう。

- 一 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）の適用工事
- 二 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）の適用調査等

（評価委員会の設置）

第3条 契約責任者は、評価を実施するため、西日本高速道路株式会社業績評価要領（平成18年要領第105号。以下「業績評価要領」という。）第4条の規定に基づき、別添「標準業務等業績評価委員会設置要領」を参考のうえ、評価委員会を設置するものとする。

（評価の単位）

第4条 評価は、継続契約方式の適用工事等の請負契約を締結した受注者について、契約単位ごとに実施するものとする。

（評価期間）

第5条 評価の対象期間（以下「評価期間」という。）は、継続契約方式の適用工事等（当初契約工事等及びそれまでに契約済みの後発工事等）の評価を行う時点までの期間を標準とする。

業績評価を行う時期は、随意契約を行う後発工事等を契約しなければならない時期から逆算して、公募により別件発注することができる期間を十分確保した時期に行う。

（評価項目等）

第6条 評価項目及び評価基準は、西日本高速道路株式会社請負工事等成績評定要領（平成18年要領第98号）又は西日本高速道路株式会社調査等成績評定要領（平成18年要領第99号）によるものとする。当初発注工事等及び後発工事等の工事等を評価する場合は、それぞれの評価点数を算出した上で、それまでの出来高に応じて按分するものとする（既済払の有無によらない）。

ただし、工事の進捗率が低い場合は、当該時点で評価できる項目の評価を100点に換算したのち、法令順守の項目を考慮するものとする。

（評価の実施）

第7条 評価委員会は、前条の規定により評価資料が提出されたときは、速やかに評価委員会を開催し、評価を実施するものとする。

- 2 評価委員会は、同条の規定により提出された評価資料のほか、監督員又は担当課長に対し、評価に必要な資料の提出を求めることができる。

3 評価委員会は、評価の実施結果を取りまとめ、項目別評価点を作成するものとするが、評価期間終了後、契約期間満了の日までの間に、評価結果及び付加評価の評点に変動を及ぼすおそれのある事象が生じたときは、再度評価を実施するものとする。

(評価結果の報告等)

第8条 評価委員会は、評価実施後、契約責任者及び競争参加資格等審査委員会に対し、評価結果を別紙2及び3により速やかに報告するものとする。

2 契約責任者は、前項の規定により評価委員会から報告を受けた後、受注者に対し、評価結果を別紙4により速やかに通知するものとする。

3 前項の通知に係る評価は、別紙1によるものとする。

(その他)

第9条 評価は、原則として業績評価要領の規定により行うものとするが、契約の時期により評価期間が短い場合、適正な評価が行えない場合又は社会的影響等により緊急的な措置等が必要と判断する場合などは、履行状況に照らして、評価委員会委員長の判断により定めることができるものとする。

附則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

別紙1 (判定基準)

総合評点	評価結果
90点以上	AAA
80点以上90点未満	AA
70点以上80点未満	A
60点以上70点未満	B
60点未満	C

別紙2

年 月 日

契約責任者

〇〇支社長 殿

〇〇業務等業績評価委員会

委員長 〇〇 〇〇 印

業績評価結果通知書

標記工事について業績評価を行った結果、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

1. 工事名（調査等名）
2. 受注者名
3. 評価結果

AAA	AA	A	B	C

以上

別紙3

年 月 日

競争参加資格等審査委員会
委員長 ○○ ○○ 殿

○○業務等業績評価委員会
委員長 ○○ ○○ 印

業績評価結果通知書

標記工事について業績評価を行った結果、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

1. 工事名（調査等名）
2. 受注者名
3. 評価結果

AAA	AA	A	B	C

以上

番 号
年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者名 殿

西日本高速道路株式会社〇〇支社長
〇〇 〇〇 印

業績評価結果通知書

(工事名)

貴社と締結した標記契約について、業績評価の実施結果を下記のとおり通知します。
なお、評価の結果に疑問があるときは、当職に対し、その疑問の旨を付して、この書面の日付から10日以内に、書面により説明を求めることができます。
疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。
また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 評価結果

「〇〇」

2. 送付先及び問い合わせ先

郵便番号〇〇〇-〇〇

所在地 〇〇〇〇〇〇〇

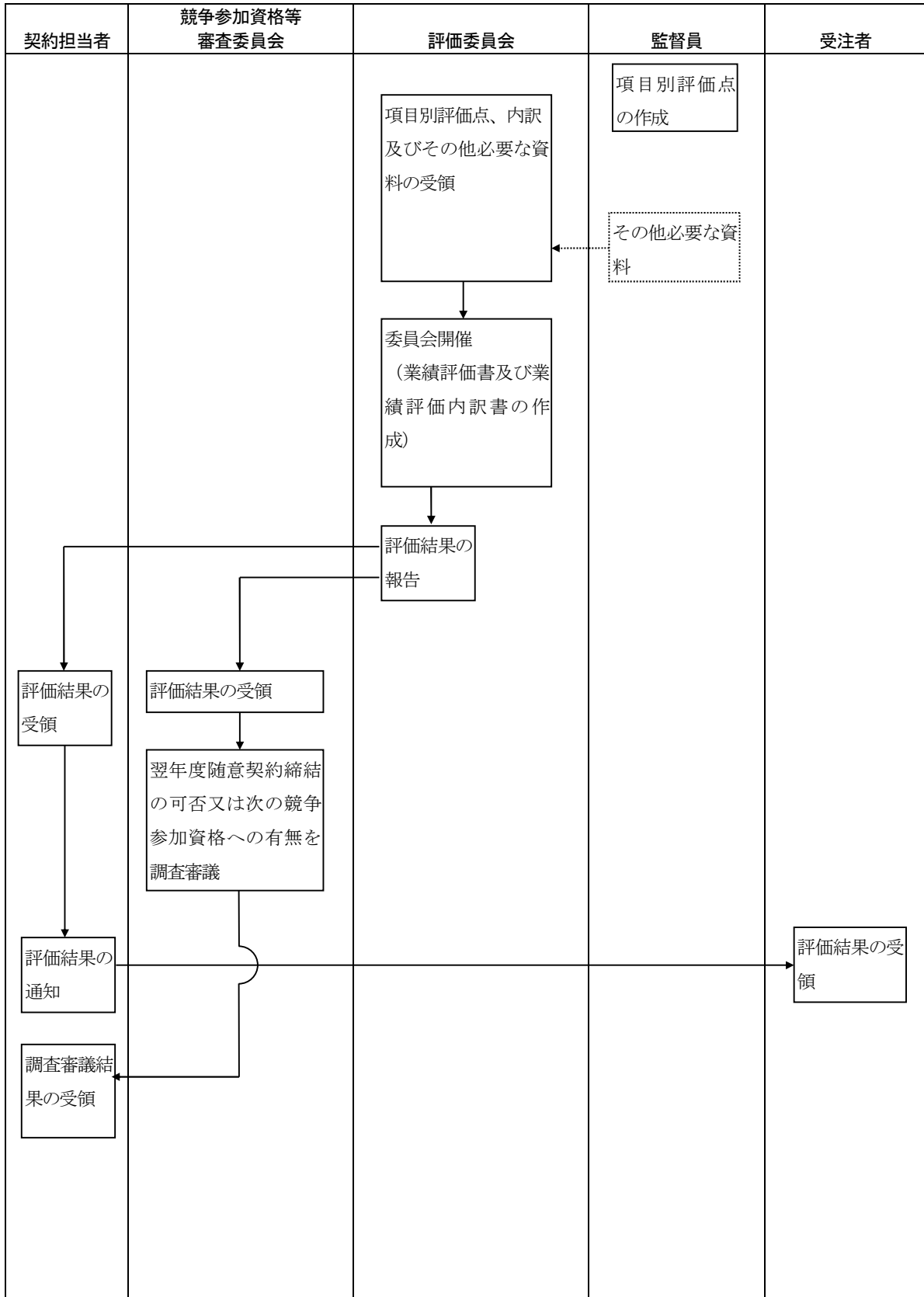
西日本高速道路株式会社〇〇支社〇〇宛て

TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇

以 上

(参考)

業績評価のフロー図



別 添

標準〇〇業務業績評価委員会設置要領

(目的)

第1条 〇〇支社(事務所)が所掌する〇〇業務に係る業績評価(以下「業績評価」という。)を実施するため、〇〇支社(事務所)に〇〇業績評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会の委員長及び委員は、それぞれ別表に掲げる者をもって充てる。

3 委員長は委員会の事務を掌理する。

4 委員長に事故があるときは委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、業績評価要領に基づき、業績評価を行う。

(評価資料の提出)

第4条 委員会は、監督員等に対し、業績評価に必要な資料の提出を求めることができる。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めたときに随時開催するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、〇〇課(工事区)において行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年〇月〇日から施行する。

別表

委員長	委 員
管理事業部長 (建設事業部長) (副支社長)	技術審査役、技術審査担当調査役 事業部担当調査役 担当課長 当該業務等担当事務所長。ただし、所長が事務職で技術担当副所長が置かれている事務所にあっては技術担当副所長。
副所長	担当課長 工事長

※ 委員会の構成員等については、支社(事務所)において適宜決定するものとする。